

スウェーデンにおける離婚後の監護権

千葉華月（北海学園大学教授）

- I. スウェーデンの社会及び家族をめぐる状況
- II. 親子法と同居生活に関する法律
- III. 家事紛争の解決方法：監護、居所及び面会交流について
- IV. 監護に関する基本原則
- V. 離婚後の監護権の基本構造
- VI. 問題への対応：児童虐待（barn misshandeln）等がある場合の取扱い
- VII. 総括

I. スウェーデンの社会及び家族をめぐる状況

はじめに、スウェーデン社会及び家族をめぐる状況についてスウェーデン統計局の統計をもとに明らかにする。

スウェーデン統計局（SCB）によれば¹、2013年の人口は964万4,864人、出生数は11万3,593人（出生率1.89）、死亡者数は9万402人である。未成年者養子数は、1万5,152人であり、そのうち国内からの養子数は、1,576人であり、国際養子数が多い。

統計によれば、近年、人口は少しずつ増加している。その背景には、出生数率の高さ、移民の増加、平均寿命が長くなった事等があると言われる。

スウェーデンでは、カップルが同棲することは一般的であり、婚姻への意識や考え方も我が国とは異なる。サンボ²法の存在だけが理由ではないだろうが、サンボカップルは増加している。過去10年において、新生児の50%から60%が未婚（非婚を含む）の母から出生しており、その大部分はサンボである。婚姻両親から生まれる子供は、2009年で45%であり、1940年代の90%と比較すると著しく低下している³。

¹ Statistiska centralbyrån (http://www.scb.se/sv__/Hitta-statistik/) .

² サンボとは、2人の者がカップルとして永続的に同居し、共同して世帯を築いている者を意味する（サンボ法第1条）。サンボ法とは、いわゆる同棲婚法である。財産が共同利用のために取得された場合、サンボの共同住居及び共同家財は、サンボの共有財産（samboegendom）であり（同法3条）、サンボ解消時には、共同住居と共同家財が財産分与の対象となる。

³ Anders Agell Margareta Brattström, Äktenskap Samboende Partnerskap, Femte upplagen, Iustus Förlag, 2011 s.18.

2013年の婚姻数は4万5,703件、離婚数は2万5,110件である⁴。一応の離婚率を示すと、離婚率は、約54.9%であり、これは、1970年の離婚率である約29.9%と比較すると、離婚数は著しく増加していることが分かる⁵。

2013年は、遺伝上の親による共同監護下の子(未成年)が167万8,837人で、全体の92.2%、遺伝上の親以外の共同監護下の子が1万9,843人で、全体の1.1%、母親の単独監護下の子が11万984人で全体の6.1%、父親の単独監護下の子が1万1,152人で全体の0.6%、父及び母以外の単独監護下の子が306人、不明が156人である。

遺伝上の親による共同監護下にある子(未成年)のうち、婚姻夫婦の子は、97万6,691人で、全体の53.6%であり、サンボ両親の子は、37万848人で、全体の20.4%であり、婚姻夫婦で母の実子が2万6,277人で全体の1.4%、婚姻夫婦で父の実子が8,077人で全体の0.4%、サンボ両親で母の実子が1万4,711人で全体の0.8%、サンボ両親で父の実子が4,216人で全体の0.2%、シングルマザーの子が20万9,899人で全体の11.5%、シングルファーザーの子が6万8,118人で全体の3.7%である。

スウェーデンには、個人の様々な価値観に基づく多様な生き方を社会が認める土壌がある。婚姻内外で生まれた子の法的地位に違いはないこともあり、子が出生してもサンボを継続するカップルも少なくない。前記の統計から分かるとおり、非婚家族、ひとり親世帯、再構成家族も少なくなく、家族形態は多様化しており、今後は、法改革に従って、なお一層多様化するのではないかとと思われる⁶。

II. 親子法と同居生活に関する法律

ここでは、家族法の体系について明らかにした上で、スウェーデンの親子法(Föräldrabalk(1949:381))とその沿革について述べる。スウェーデンの親族法の中心となるのは、婚姻法(Äktenskapsbalk(1987:230))及び親子法(Föräldrabalk(1949:381))であるが、判例(最高裁判決)も法源として重要な役割を果たす⁷。その他の親族

⁴ 姻数にはサンボは含まれず、離婚数にもサンボの解消は含まれない。

⁵ 離婚に至るまでの一般的なプロセスは、夫婦により異なり、一般化することは難しい。スウェーデンでは、専業主婦が少なく、ほとんどの場合、母親にも収入がある。また、成人した子が親と同居するケースはほとんどない。また、スウェーデンでは、賃貸住宅の供給不足もあり、別居を望んでもすぐに住居が見つかるわけではない。そのため、夫婦仲が悪くなり、離婚を視野に入れて話し合う場合でも、住居が決まるまでは夫婦が同居し続けるケースも少なくない。別居する場合には、母親ではなく、父親が自分の家を探し、住居が決まれば父親が共同の住居を出て、母親と未成年の子はとりあえずは共同の住居に住み続けることにより別居を開始し、話し合いにより離婚に至るケースが多いのではないかとと思われる。我が国のように、夫婦仲が悪くなった場合に、妻が子を連れて自分の実家に帰るなどして別居を開始してから離婚に至るケースは一般的ではないだろう。離婚の申立てを地方裁判所に提出した後、6ヶ月の熟慮期間の間夫婦は同居できる。裁判所は、どちらの配偶者が共同の住居に住み続けるか、熟慮期間に支払われるべき扶養料、子どもがどちらと同居するかを決定できる。離婚後も共同監護が原則であるため、未成年の子がいる場合には、子と同居しない他方配偶者の近所に住居を探すことが多い。

⁶ 婚姻法では同性同士の婚姻が認められており、レズビアンカップルは、人工授精や体外受精の利用も認められている。政府は単身女性への生殖補助医療を認めるための決定を行っており、現在、法改革が進められている(Sou26,Dir2013:70, SOU2007:3, SOU 2014:29)。

⁷ そのため、スウェーデン法は、英米法系にも大陸法系にも属しないと解されている。

法関係の法律としては、サンボ法 (Sambolag (2003:376))、父性の確定における血液鑑定法 (Lag (1958:642) om blodundersökning m.m. vid utredning av faderskap)、遺伝上のインテグリティ等に関する法律 (Lag (2006:351) om genetisk integritet m.m)⁸、氏名法 (Namnlag (1982:670))、青少年の保護に関する法 (Lag (1990:52) med särskilda bestämmelser om vård av unga) 等がある。

親子関係の規律は、親子法で規定されるが、婚姻法 (Äktenskapsbalk (1987:230))、サンボ法 (Sambolag (2003:376)) といった同居生活に関する法律も深く関わる。そのため、以下では、親子法だけではなく、婚姻法の沿革についてもふれる。

1. 親子法とその沿革

親子法では、親子関係、子どもの監護、子どもの行為能力、後見、裁判手続等について定められている。親子関係を規律する原則は、子どもの最善の利益であり、至高の考慮事項とされる (親子法 6 章 2a 条)。親子法の民事原則は、青少年の保護に関する法律によって補完される⁹。

スウェーデンでは、親子法が 1949 年に公布される以前¹⁰、1920 年前後には、既に親子関係等を規律する複数の法律が存在していた。当時は、1917 年の嫡出推定に関する法律 (Lag om äktenskap börd)、1920 年の嫡出子に関する法律 (Lag om barn i äktenskap)、1917 年の非嫡出子に関する法律 (Lag om barn utom äktenskap)、1917 年の養子縁組に関する法律 (Lag om adoption)、1924 年の後見に関する法律 (Lag om förmynderskap) 等がそれぞれ独立して制定されていた。1920 年前後の法律において監護についてはじめて定められたとされるが¹¹、父母が離婚した場合には、母が、原則として子の監護権を与えられていた。父が子どもを世話できるという理念は、当時の立法者にはなかったとされる。

1949 年、1920 年代の一連の法が一つの親子法として統一され¹²、親子関係全体を規律する法が公布され、1950 年に施行された¹³。その後、いくつかの大きな改正を経て現在に至る。

これまでの親子法改正において、監護権との関係で特に重要な改正について説明する。1969 年には、非嫡出子に対する相続分が嫡出子の相続分と同じに取り扱われることになったことから、非嫡出子の父性の確定に関するルールが変更されている¹⁴。1973 年には、婚姻法改正 (SFS1973:645) に伴い、離婚後の監護の決定、変更、未婚の両親の監護の決定に

⁸ 同法は、保健・医療サービスと医学研究において、遺伝子検査と診断、遺伝子研究、遺伝情報等を包括的に規制し、人工授精及び体外授精についても規定している。

⁹ Christina Ramberg, *Civil Rätt, Liber*, 2012, s. 304.

¹⁰ SOU1946:49, prop.1949:93 och 1 LU1949:34, Åke Saldeen, *Barn och Föräldrarätt*, Iustus Förlag, 2009, s. 13-14.

¹¹ Åke Saldeen *Barn och Föräldrarätt*, Iustus Förlag, 2009, s. 14.

¹² Åke Saldeen, *Barn och Föräldrarätt*, Iustus Förlag, 2009, s. 13~14.

¹³ SOU1946:49, prop.1949:93, 1LU1949:34. AKEs1

¹⁴ Prop.1969:124, Åke Saldeen, *Barn och Föräldrarätt*, Iustus Förlag, 2009, s. 15.

において、両親の合意と子どもの最善の利益が重視されるようになった¹⁵。1976年には、嫡出子、非嫡出子という用語が法律の規定から削除され、非嫡出子を差別する規定が全面的に廃止された。父性の推定に関する規定の改正が行われ、例えば、嫡出否認（父性）否認の訴えにおいて、出訴期限制限規定や否認権喪失規定を廃止されるなど、父性確定においていわゆる血縁主義が貫徹された¹⁶。また、離婚後の父母又は未婚の父母に対し、子どもに対する監護の共同行使の可能性、裁判所による審理による共同監護が認められた¹⁷。子どもの母親と父親は、親として平等であるとされ、監護者としての母と同様に監護者としての父が考慮された¹⁸。

1983年には、監護に関する原則（親子法6章）が改正され、裁判所の特別な命令なしに離婚後の共同監護が認められたほか、面会交流等に関する決定について強制履行に関する規定が設けられた¹⁹。さらに、同法改正において、婚姻していない両親が共同監護を望む場合の簡易な手続が導入された。

1980年代以降は、1984年に人工受精に関する法律（Lag（1984:1140） om insemination）が制定され、1988年に体外受精に関する法律（Lag（1988:711） om befruktning utanför kroppen）が制定され、生殖補助医療における親子関係に対応するための改正が行われた²⁰。

1991年には、監護及び面会交流に関する改正がなされ、監護と面会交流の問題において両親の間の合意による解決が促進され²¹、1990年代は、親の離婚による子どもの監護について両親の合意による解決が大きく強調された²²。しかし、改正法は、実際には機能しなかったとされる。共同監護の場合、子どもに関する全ての事項を共同で決定する権利があり、前提の要件として、父母双方が、共同責任を有することに合意しなければならなかったからである。多くの母は、共同監護に反対し、父は決定する権利から除外され、共同監護はほとんど実現しなかったとされる。母は未だ子どもの監護者であり、子に関する事柄について単独で決定する権利を有していた。結果として、実際には、母親と父親との間の平等は達成できなかったが、後に、法改正の理由は父母の間の平等ではなく、子どもの最善の利益であると考えられるようになる。

1990年には子どもの権利条約が批准された²³。そして、1996年には子どもの意見を表明する権利が導入され²⁴、子どもが、監護、居所及び面接交流の事案、養子及び名前の変更

¹⁵ Prop. 1973 : 32.

¹⁶ 菱木昭八郎「スウェーデン親子法改正の問題点」専修法学論集 28号 25-68頁（1978）

¹⁷ 1976年親子法改正については、菱木・前掲注16）25～68頁。Prop. 1975/76 : 170.

¹⁸ Åke Saldeen Barn och Föräldrarätt, Iustus Förlag, 2009, t15 och s. 159.

¹⁹ Prop. 1981/82 : 168, lagutskotters betänkande LU1982/83:17.

²⁰ SFS1984:1139, 1140, prop. 1984/85:2, lagutskottets betänkandeLU 1984/85:10, SFS1988:711, 712, prop. 1987/88:160, socialutskottets betänkandeSoU 1987/88:26, Åke Saldeen, Barn och Föräldrarätt, Iustus Förlag, 2009, s. 17.

²¹ Prop. 1990/91:8.

²² Åke Saldeen, Barn och Föräldrarätt, Iustus Förlag, 2009, s. 17～ 19.

²³ proposition 1989/90:107 om godkännande av FN-konventionen om barnets rättigheter. Åke Saldeen, Barn och Föräldrarätt, Iustus Förlag, 2009, s. 26～ 27.

²⁴ Lotta Dahlstrand, Barns deltagande i familjerättsliga processer, Juridiska fakulteten Uppsala Universitet2004, s17.

といった事項において、子ども自身の見解を聞かれ、かつ、その見解が尊重されるようになった（同法 6 章 2a 条）²⁵。1998 年の法改正では、共同監護は、一方の親の意思に反しても子の最善の利益に基づき決定できると定められ²⁶、共同監護がさらに促進されている。

その後、2003 年には、体外受精に関する法律の改正（Lag om ändring i lagen（1988:711）om befruktning utanför kroppen）により卵子提供による体外受精等が認められ、親子法も改正されている²⁷。

2. 同居生活に関わる法とその沿革

婚姻法の歴史は、1734 年婚姻法にはじまる²⁸。1734 年婚姻法（Giftermålsbalken）及び他の関係法は、北欧における法の調和に向けた協力後、1920 年に新しい婚姻法として改正された。その後も数度の改正（SFS1973:645, SFS1978:854 等）を経て、現行の婚姻法は、議論の末²⁹、1987 年に公布、1988 年に施行されている。

1994 年には、同性のカップルに、婚姻と同じ法的効果を認めるパートナーシップ登録法（Lagen（1994:1117）om registrerat partnerskap）が成立、1995 年施行された。2009 年、婚姻法は、改正され、性別に中立な規定になり（Lag（2009:253）om ändring i äktenskapsbalken）、同性婚法と称されてきたパートナーシップ登録法は、2009 年に廃止されている（Lag（2009:260）om upphävande av lagen（1994:1117）om registrerat partnerskap）³⁰。

同居生活に関する法として、婚姻法のほかに、サンボ法がある。サンボに関する法律は、婚姻していないサンボの共同住宅に関する法律（Lag（1973:651）om ogifta samboendes gemensamma bostad）にはじまる。同法は、共同の住宅に関して引き継ぐ権利を定める法であり、財産権の移転については規定していなかった。そこで、1987 年に新しい法（Lag（1987:232）om sambors gemensamma hem（1987:232）；サンボの共同住居に関する法律）が導入され、2003 年に新しいサンボ法（Sambolag（2003:376））が公布・施行された³¹。同法は、異性愛カップルと同性愛カップル双方に適用される（サンボ法 1 条）³²。

²⁵ Prop. 1994/95:224.

²⁶ Prop. 1997/98:7.

²⁷ SFS2002:251, prop. 2001/02:89 socialutskottets betänkande 2001-2äSoU16.

²⁸ Anders Agell Margareta Brattström, Äktenskap Samboende Partnerskap, Femte upplagen, Iustus Förlag, 2011 s22-23.

²⁹ SOU1981:85, prop. 1986/87:1, lagutskottets betänkande 1986/87:18)

³⁰ 登録パートナーシップとして暮らしているホモセクシャルカップルは、婚姻するか、登録パートナーシップとして暮らすことを継続するか選択できる。

³¹ 共同住居及び共同家財は、サンボの共有財産とされ、サンボの解消時には、財産分与の対象とされた。

³² Lag2009:261.

III. 家事紛争の解決方法：監護、居所及び面会交流について

スウェーデンにおける家事紛争の解決方法、特に監護、居所及び面会交流についての解決方法について概観する。スウェーデンでは、コミューン（地方自治体）の社会福祉委員会³³が家族を支援し、家事紛争において重要な役割を果たす。最終的には、裁判所への申立てが行われる。

1. 家族へのコミューン（地方自治体）の責任と社会福祉委員会の責務

コミューンは、コミューン内の社会福祉サービスのうち、児童や高齢者といった個人と家族に関する問題に責任を有する（社会サービス法 2 章）³⁴。コミューンの社会福祉委員会は、コミューンにおける社会福祉サービスに関する情報を提供し、良好な住環境を確保することを助けるなどの任務を負い、家族と個人のためにケアとサービス、情報、相談、援助、財政的支援及び他の支援を提供する責任を有する（社会サービス法 3 章 1 条）。同委員会は、青少年、高齢者及び特定の援助を必要とする他のグループが安全で良好な環境で養育されることを確保するために、青少年のケアについて特別な任務を有する（社会サービス法 3 章 2 条）。

コミューンは、監護、居所、面会交流に関し契約に至るよう支援する義務を負う（親子法 6 章 17a 条）³⁵。両親は、監護、居所及び面会交流に関する問題について契約に至るために共同対話を求めることができ、コミューンは、両親が適切な専門家の支援によって共同対話を行い、契約に至るよう支援する。両親が、子どもの最善の利益を考慮し、監護、居所及び面会交流に関して合意して契約を締結した場合、それが書面でなされ、かつ社会福祉委員会の承認を得た場合には、当該契約は、裁判所の決定と同様の強制力を伴う。

子どもと監護者は、社会福祉委員会からのサポートと援助を求めることができ、社会福祉委員会は、他の公的相談機関との連携を行う（親子法 6 章 14 条）。

³³ 社会福祉委員会とは、社会サービス法の範囲内のコミューンの任務を遂行する委員会であり、援助を必要とする家族や個人に対し、ケア、サービス、情報提供及び助言、サポート、経済的支援及びその他の援助を行う責任を有する（Stefan Melin, Juridikens begrepp, andra upplagen, Iustus Förlag, 2002, s363 och 3kap, Socialtjänstlag）。社会福祉委員会の設置は従来必須であったが、地方自治制度の改革によって従来の社会福祉委員会の機能を複数の委員会に分割するなど、コミューンによって組織の方法が異なっている（医療経済研究機構『スウェーデン医療関連データ集（2002年版）105頁）。

³⁴ Socialtjänstlag (2001:453). 社会サービス法は、国民の経済的安定、生活条件の平等、積極的な社会生活への参加の促進等を旨とする法律である（大阪外国語大学デンマーク語＝スウェーデン語研究室編（新装版）『スウェーデン・デンマーク福祉用語小辞典』（早稲田大学出版部、2001）69頁）。

³⁵ SOSFS2012:4, Socialstyrelsens allmänna råd om socialnämndens ansvar för vissa frågor om vårdnad, boende och umgänge. 一般的助言（allmänna råd）は、法律の執行部門である社会庁によって定められたものである。一般的助言は、法の実際の適用にあたり重要な意義を有する。

2. 裁判所の役割

子どもの監護、居所及び面会交流の問題について、両親が契約に至らない場合には、地方裁判所に申し立てることができる。地方裁判所は、監護、居所及び面会交流について決定することができる。

IV. 監護に関する基本原則

ここでは、離婚後の監護権の基本構造について論じる前提として、監護に関する基本原則について概観する。親子法 6 章では、監護、居所及び面会交流について定められている。子どもの最善の利益は、監護、居所及び面会交流権に関する全ての決定において、至高の考慮事項である（親子法 6 章 2a 条）³⁶。

子どもの最善の利益は、2 人の親によって等しくケアを受ける子どもの権利として解釈されている。子どもの最善の利益が何かを判断する際には、その子どもが両親双方と密接で良好な接触をする必要性と同様に、子どもへの虐待、又は、不法な連れ去り、ネグレクト等の子どもの危険性も重視しなければならない（同法 6 章 2a 条）。また、子どもの年齢及び成熟性に応じて、子どもの見解と希望が考慮される（同法 6 章 2a 条）。

以下では、はじめに子どもの監護を受ける権利と監護者の責任について、次に共同監護と監護の変更について述べる。

1. 子どもの監護を受ける権利と監護者の責任

親子法では、親権者という言葉は用いられず、監護者（vårdnadshavare）という言葉が用いられる。子どもは監護を受ける権利、ケア、安全及び良好な養育に対する権利を有する。（親子法 6 章 1 条）。

スウェーデンでは監護と後見の概念は区別される。監護は、子どもの身上監護への責任を意味し、子どもの財産管理は、後見制度により行われる（同法 6 章 2 条）³⁷。大部分の場合、これら二つの機能は、同じ手の中にある。

監護者は、子どもの私的事柄に関する問題について、決定を行う権利と義務を有する。監護者は、監護にあたり、可能な限り、子どもの年齢、成熟性の程度に応じて、子どもの見解と希望を尊重しなければならない（同法 6 章 11 条）

³⁶ 36SOU 2005:43. 子どもの最善の利益については、Anna Singer Barnets bästa om barns rättsliga ställning i familj och samhälle, sjätte upplagen, Norstedts juridik, 2102 が詳しい。

³⁷ 子どもが、両親の共同監護下にある場合、両親は子どもの後見人（förmyndare）となる（親子法 10 章 2 条）。同法 10 章 1 条の規定により両親の一方が後見人となることができない場合、又は後見人資格を剥奪されている場合、他の一方が子どもの後見人となる。両親の一方のみの単独監護下にある子どもは、その者が単独の後見人となる（同法 10 章 2 条）。スウェーデンの成年後見制度については、拙稿「スウェーデンにおける高齢者をめぐる法制度」法律時報 85 巻 7 号 33-38 頁（2013）。

監護者の義務は、子どものケア、安全及び良好な養育が満たされるようにすることであり、監護者は、未成年者の福祉に関する責任を有する。監護者は、子どもが、年齢、発育及びその他の環境に従い必要とされる監督を受けること、子どもの十分な生活及び教育の必要性を確保すること、及び、子どもが、監督下で、他の者に損害を与えないよう対処する責任を有する（同法 6 章 2 条）。

2. 共同監護の原則

子どもは、18 歳になるまで又は婚姻するまで、原則として、両親の双方又は一方の親の監護に服する（親子法 6 章 2 条）。両親が婚姻している場合には、出生のときから双方が子どもの監護権を有する。他方、両親が婚姻していない場合には、母親の単独監護に服する。両親が子どもの出生後婚姻した場合には、子どもは婚姻と同時に両親の共同監護に服する（同法 6 章 3 条）。共同監護はまた、婚姻していない両親が一緒に父性確定の承認のために社会福祉委員会に報告した後、税務当局での登録を行った場合等にもまた認められる（同法 6 章 4 条）。

子どもが両親の一方のみの監護に服し、かつ、両親が共同監護を望んでいる場合、裁判所は、両親双方の申立てがなされたとき、共同監護がその子どもにとって相容れないものでない限り、共同監護を認めなければならない（同法 6 章 4 条）。

共同監護の場合、子どもの私的事柄について決定する権利は、監護者双方によって行使される（同法 6 章 13 条）。例えば、監護者は、共同で子どもの居所、学校の選択及び医療等といった事柄について、発達する子どもにとって最善の選択肢を選ばなければならない。

両親が離婚後、両親双方が監護に関する問題を争わない場合には、自動的に双方の監護権が保護される（同法 6 章 3 条）。

3. 監護の変更

監護の変更は、共同監護でも単独監護でも、両親が合意できる場合には契約（親子法 6 章 6 条）によって、合意できない場合には判決（同法 6 章 5 条）によって行われる。両親の合意が法的拘束力をもつためには、書面による契約と社会福祉委員会による承認が必要ではない。監護の変更は、コミュニケーションの社会福祉委員会の主導によって行われる（同法 6 章 7 条）。監護の変更に関する諸問題は、社会福祉委員会による申立てによって、又は、特別の申立てがない場合には、両親の離婚訴訟若しくは監護の変更等の訴訟において、審理される。監護の変更は、一方の親により又は両親により共同で裁判所に申し立てられ、審理される。子どもが、両親又は一方の親の監護に服し、かつ両親の一方が監護の変更を希望している場合、裁判所は、共同監護又は単独監護を決定できる。裁判所は、親の双方が共同監護に反対する場合には、共同監護を命じることはできない。共同監護の解消の場

合には、裁判所は、共同監護が子どもの最善の利益でない場合、職権で一方の親に子どもの監護を命じることができる（同法6章5条）。

子どもの監護権を行使する一方の親が、虐待若しくはネグレクトを行っている、又は、その他子どもの健康や養育にとって永続的危険をもたらす方法で子どもをケアしている場合には、裁判所は、監護者の変更に関する決定を行うことができる（同法6章7条）³⁸。

子どもが両親以外の家庭で長く同居している場合、裁判所は、社会福祉委員会の申立てにより、監護権を里親に変更できる。監護の変更の要件は、それが子どもの最善の利益であることである。裁判所は当該里親を特別監護者に任命できる（同法6章8条）。

V. 離婚後の監護権の基本構造

離婚の制度について説明した上で、離婚後の共同監護を実現するための全体像を明らかにし、手続及び運用実態について述べる。離婚後の監護権を考察する上で深く関係する面会交流や養育費の問題、居所の指定及び子どもの連れ去りの問題等についてもあわせて論じる。

1. 離婚制度について

1915年以降、離婚においては、積極的破綻主義がとられており離婚がしやすい。ほとんどの夫婦は共働きであり、子ども手当といった社会保障も充実しているため、経済的理由で離婚を踏みとどまる必要はない。離婚率も高く、多くの子どもが様々な家族形態のもとで養育されているため、離婚への社会的プレッシャーも少ない。

離婚において、有責性、過失の存在は重要ではなく、配偶者の一方は、いつでも自由意思で離婚できる。ただし、配偶者の一方が16歳未満の子どもと同居しており、子どもの監護権を有する場合及び配偶者の一方が離婚に合意しない場合に、例外として6ヶ月の熟慮期間が必要であるとされる（婚姻法5章1条2条）。6ヶ月の熟慮期間の間、夫婦は同居できる。6ヶ月の熟慮期間において、裁判所は、どちらの配偶者が共同の住居に住みつづけるか、熟慮期間に支払われるべき扶養料、子どもがどちらと同居するかを決定できる。6ヶ月の熟慮期間経過後は、当事者は、裁判所に離婚判決を請求しなければならない（同法5章3条）。ただし、2年間別居している場合には、いつでも離婚が可能である（同法5章4条）。

スウェーデンでは協議離婚も認められているが、父母が離婚を望む場合には、住所地を管轄する地方裁判所に申立てを行わなければならない³⁹。申立ては、双方により共同で、

³⁸ 判例では、子どもの監護において、一方の配偶者に重大な協力上の問題がある場合に、子どもの最善の利益に基づき、監護の変更が認められている（NJA 2007s 382）。

³⁹ 離婚の申立書に住民登録証明書を添えて地方裁判所に提出し、900 クローナ支払う。1 クローナ=15.90円（2014年12月1日現在）。

離婚への合意がない場合には配偶者の一方により行われる。監護者は、離婚の申立てにおいて、未成年の子どもがいる場合には、共同監護か単独監護か、子の氏名等を記入しなければならない。

2. 離婚後の共同監護

前記のように、両親が離婚した場合、共同監護が解消されない限り、子どもは継続して両親双方の監護に服する（親子法6章3条）。婚姻夫婦の離婚の場合とサンボの解消の場合に子どもの法的地位に違いはない。共同監護は、子の最善の利益であると推定される。共同監護は、両親双方と子どもとの面会交流を促進すると考えられている。

両親が離婚後の共同監護に合意した場合、それが明らかに子どもの最善の利益と矛盾しない限り社会福祉委員会によって承認され、法的拘束力を有する。両親が離婚後、単独監護に合意した場合には、それが子どもの最善の利益である場合には社会福祉委員会に承認される。共同監護は子どもの最善の利益であると推定されるため、親が単独監護を望む場合には、親は、共同監護が最善の利益に反することを証明しなければならない。しかし、実際には、その証明は困難であり、一方の親が明示に反対しても共同監護が与えられる。

他方、両親が監護について合意に至らない場合には、監護の変更についての問題として裁判所で審理される。裁判所は、子どもの最善の利益を考慮し、両親が共同監護であるべきか又は単独監護であるべきかを決定する（同法6章5条）。裁判所は、一方の親が共同監護を望まないために裁判所に申し立てたとしても、子どもの最善の利益に基づき、共同監護が維持されることを決定し得る。監護の決定における至高の考慮事項は、共同監護が子の最善の利益であるということである。たとえ一方の親が児童を虐待している場合でも、共同監護が子どもの最善の利益であると考えられる場合には、共同監護が決定され得る。

子どもが両親の一方のみの監護に服し、かつ、両親が共同監護を望んでいる場合には、裁判所は、両親双方の申立てがなされたとき、共同監護がその子どもにとって相容れないものでない限り、共同監護を認めなければならない（同法6章4条）。裁判所は、監護の決定の際に、両親の協力して監護を行う能力を重視する。親の双方が共同監護に反対する場合には、共同監護を命じることはできない。離婚において、裁判所は、請求がなくても、共同監護が明らかに子どもの最善の利益に反する場合には、単独監護を与えることができる（同法6章5条）。

法は、監護の決定において、子どもの意見表明権を尊重し、子どもの年齢や成熟性に応じて子どもの希望を考慮すべきであると規定する（同法6章2a条）。

3. 居所の指定及び子どもの連れ去り

(1) 居所の指定

子どもが両親の共同監護下にある場合、子どもがどちらの親と一緒に住むかを決定できる。子どもがどちらと同居することになっても共同監護の問題に影響はない。

居所の指定に関する両親の契約は、子どもが一方の監護者と継続的に同居するという契約の場合もあるし、交替居所とする契約の場合もある。両親は、それを書面にし、社会福祉委員会の承認を得れば法的拘束力を有する。両親が子どもの居所について合意できず、契約に至らない場合、裁判所は、子どもの居所について決定できる（親子法 6 章 14a 条）。

(2) 子の連れ去り

スウェーデンでは国際結婚が多く、監護権をめぐる国際的な紛争が増加している。国際的な子の奪取 (barnbortföranden) の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約) について、スウェーデンは、1989 年に批准し (prop.1988/89:8, Sveriges internationella överenskommelser (SÖ) 1989:8 resp.7)、国内法化された (Lag (1989:14) om erkännande och verkställighet av utländska vårdnadsavgöranden m. m. och om överflyttning av barn)。

4. 面会交流 (共同親権の射程内での面会交流の問題)

(1) 親との面会交流

子どもは、子どもと同居していない親との面会交流権を有する。子どもの両親は、同居していない親と子どもとの面会交流の必要性が可能な限り満たされるようにする共同責任を有する。(親子法 6 章 15 条)。

子どもが両親の共同監護又は単独監護に服している場合、両親は、子どもと同居していない親と子どもとの面会交流に関する契約を締結できる。両親が面会交流について合意できず契約に至らない場合には、コミュニンによる共同対話を確保するための支援制度があり、カウンセリング、親教育等の取組みを行っている。裁判所は、面会交流を求める一方の親又は社会福祉委員会の申立てにより、面会交流に関する決定を行うことができる (同法 6 章 15a 条)。

子どもが両親双方の監護に服し、同居しない親と面会交流する場合には、一方の親は、特別な事情がない限り、面会交流を促進し得る子どもに関する情報⁴⁰を他方の親に提供しなければならない。子どもの監護者は、監護権を有しない親との面会交流を行う場合にも、子どもに関する情報を、提供しなければならない (同法 6 章 15 条)。

面会交流、子どもの引渡しの履行において、裁判所の決定等を強制するための法制度が

⁴⁰ 子どもの転居、学校教育、健康に関する情報等、様々な情報が含まれる。

ある。最も行われている強制手段は、罰金である。裁判所は、まれに、警察が子どもを連れ戻すことを決定することがある。しかし、裁判所はできる限り強制的手段を避ける傾向にあると言われる。

(2) 親以外の者との面会交流

子どもの監護者は、両親以外の子どもと特に親しい者と子どもとの面会交流についての子どもの必要性に関する責任を有する（同法6章15条）。裁判所は、社会福祉委員会の申立てにより、子どもと親以外の者との面会交流に関する決定を行うことができる（同法6章15a条）。裁判所は、社会福祉委員会による申立てを決定する場合には、子どもの祖父母及び特に親しい者と子どもとの面会交流の必要性について特別の考慮がなされなければならない、子どもの最善の利益に基づき判断する。子どもの監護者は、子どもと特に親しい者との面会交流を行う場合にも、子どもに関する情報を、提供しなければならない（同法6章15条）。

5. 養育費

ここでは、養育費の取決め方法や、養育費の履行の確保等に関する法制について概観する。具体的には、養育費分担費と養育費補助について説明する。

(1) 養育費分担費 (underhållsbidrag)

両親が扶養義務を負うのは、原則として未成年者（18歳未満）に対してであるが、子どもが就学中の場合には、21歳まで義務を負う（親子法7章1条）。

養育費は、直接的には、親の扶養義務の履行の問題であるが、監護権とも関係がないわけではない。離婚の場合、一方の親のみが監護者であるならば、子どもは監護権を持たない親から養育費を受ける権利を有する。他方、共同監護の場合には、子どもが一方の親とのみ継続的に同居しているならば、他方の親は、養育費分担費を支払うことにより扶養義務を履行しなければならない（同法7章2条）。子どもと継続的に同居する一方の親は、子どもの食事、服、教育等の費用負担及び自宅での子どもの世話によりその扶養義務を履行すると解される。同居しない親が、継続して少なくとも5日間又は1ヶ月に6日間以上子どもを滞在させた場合、親は、養育費分担費の支払いを減額される権利がある（同法7章4条）。

交替居所、つまり、両親双方と交替して同居する場合⁴¹、親のどちらも養育費分担費を支払うよう求められない（同法7章2条）。養育費分担費は、両親の契約により決定され得るが、両親が合意しない場合には、裁判所によって決定される（同法7章2条）。

⁴¹ 例えば、子どもは1人の親と1週間同居し、他方の親と次の1週間同居する。

養育分担費の算定では、同居していない子どもへの養育分担費を支払うよう求められる前に、彼又は彼女（親）の必要性、生活費の額を留保する権利がある（同法7章3条）。この留保額（förbehållsbelopp）の一般的ルールは、現在の基礎額の120%に、理にかなう家賃を足したものである⁴²。例えば、実親（一方の親）が再婚し新しい家族がいる場合に、親の必要性、新しい家族との生活費の額等が留保されることになる。

（２） 養育費補助（underhållsstöd）

子どもが親の一方と継続的に同居している場合に、同居親の収入に関わらず国によって保証される養育費補助（1ヶ月に1,273クローナ）がある⁴³。養育費補助は、扶養義務を負う親が、最小限の額の養育分担費を支払わない場合に、国が、子どもと同居している親に養育費を立て替えて支給する制度である。子どもと同居している親は、国／社会保険事務所に養育費補助を求めることができる。子どもと同居していない親は、国への返済義務を有する。

VI. 問題への対応：児童虐待（barn misshandeln）等がある場合の取扱い

監護者の未成年者に対する権限は、無制限に認められるわけではない。監護者による決定が、子どもの最善の利益に反する場合、監護権が制限され、子どもが保護される。問題への対応として、児童虐待等がある場合の取り扱いについて説明する。

児童虐待等がある場合に、子どもを保護するために関係する法律として、社会サービス法及び強制法である青少年の保護に関する法律がある⁴⁴。例えば、コミューンの社会福祉委員会に児童虐待に関する通告があり、調査が必要であると判断され、未成年者の保護が必要な場合には、はじめに、コミューンの社会福祉委員会による支援と援助が行われる。問題を解決できない場合には、公的介入が行われるが、それは最終的手段であると考えられている。最終的には、青少年の保護に関する法律に基づき公的介入が行われる。一定の場合には、警察当局による援助も認められ（青少年の保護に関する法律43条）⁴⁵、社会福祉委員会は、未成年者の保護において必要な場合には、警察当局と連携することが可能である。

⁴² 基礎額とは、社会保険法典において「年金を貨幣価値の変動に連動させるために定められているものであるが、現在では他の分野でも同様の目的で利用されている。」（萩原金美『法律用語辞典』（中央大学出版部、2007）21頁）。2013年の基礎額は、44500SEKである（SCB2012）である。

⁴³ 1937年に、いわゆる養育費立替制度が導入された。同制度は、養育費補助に関する法律（1996：1030）となり、養育費支払い責任が強化され、現在に至る。

⁴⁴ 親子法にも定めがあるが（親子法6章7条）、コミューンの職員やウプサラ大学法学部教員へのヒアリングによる限り、実際には児童虐待等が生じた段階で親子法に基づく対応が行われることはないようである。

⁴⁵ Lag（2005：468）。2015年1月1日から施行される。

1. 社会福祉委員会への通告及び同委員会による調査

社会サービス法 14 章 1 条では、児童虐待、子どもに必要な医療の拒否等に関する情報を得た全ての者は、社会福祉委員会に通告するべきであると規定される（努力義務）。通告する者は、匿名での通告が可能である。青少年に関係する公的機関、医療保険サービスを提供する公的機関等及びその職員等、例えば、学校の教職員、医療者等は、同条に基づき、子どもを保護するために必要がある場合に、社会福祉委員会への通告義務が課されている。子どもオンブズパーソン法⁴⁶等の特別法においても通告義務に関する規定がある（子どもオンブズパーソン法 7 条）。多くの場合、教育機関や病院のソーシャルワーカーからコミュニティの社会福祉委員会への通告が行われる⁴⁷。訪問調査によれば、コミュニティのソーシャルワーカーと病院や教育機関のソーシャルワーカーの間にはネットワークが構築されている。

社会福祉委員会への通告があった場合、調査が必要であると判断した場合には、即座に調査を開始しなければならない（社会サービス法 11 章 1 条）。社会福祉委員会が、青少年を即座に保護する必要があると判断した場合には、その判断は文書化されなければならない。調査を始めるか否かの決定は、特別の理由がない限り、通告を受けてから 14 日以内に行わなければならない（同法 11 章 1a 条）。

社会福祉委員会は、調査を開始し、その事案に応じて、青少年の保護のために必要な方法を考慮し、家族への支援と援助を行う。最終的に、子どもの保護のために公的介入が必要であると判断された場合には、裁判所への申立てが行われる。裁判所の介入は最終手段であると考えられている。

2. コミュニティによる任意の支援と援助

コミュニティの家族支援センター（各コミュニティで名称は異なる）は、前記のコミュニティの責務に従い、家族へのカウンセリング等、様々な形態の家族への手厚い支援を行う。ソーシャルワーカー等が中心になり、子どもの最善の利益に基づき、問題を解決する。社会福祉委員会は、個人の請求や同意がある場合には、個人的な事柄においてその者を実質的に支援するために、コンタクトパーソンやコンタクトファミリーを選任できる。15 歳未満の子ども場合には親の請求を要する。15 歳以上の場合には、本人による請求や同意を要する（社会サービス法 4 章 1 条及び同法 3 章 6 条 3 パラグラフ）。コンタクトパーソンやコンタクトファミリーは、監護者ではなく社会福祉委員会に代わり青少年を支援・援助する⁴⁸。

⁴⁶ Lag (1993:335) om Barnombudsman.

⁴⁷ 実態調査によると、実際には、教育機関や病院のソーシャルワーカーが電話によってコミュニティのソーシャルワーカーに通告を行う事が多い。

⁴⁸ Tomas Törnqvist Socialjänstens Familjerätt, En översikt över bestämmelser, ärenden och handläggning, Norstedts Juridik, 2009, t110.

子どもが自身の家庭以外の家でケアされる必要性がある場合には、社会福祉委員会は、ファミリーホーム (familjehem) (里親)、ケアのためのホーム、施設をアレンジする (同法 6 章 1 条)。子どもを自宅以外の場所に居住させる必要がある場合には、第一に、親族及びその他の近親者が受入れ可能かどうかを検討さなければならず、子どもの最善の利益が考慮されなければならない (同法 6 章 5 条)。子どもの監護者や血縁者との接触も促進する形で計画されるべきであるとされる (同法 6 章 1 条)。

3. 公的介入 (裁判所及び行政の介入)

親や 15 歳以上の子どもが前記の社会福祉委員会の提案を拒否する等、社会福祉委員会が子どもの保護のために公的介入が必要であると判断した場合には、一般的には青少年の保護に関する法律に基づき⁴⁹、裁判所への申立てが行われる⁵⁰。

(1) 「要保護」の定義

青少年の保護に関する法律は、「身体的又は精神的虐待、搾取、ネグレクト、又は、家庭において、何らかの他の状況のために、青少年の健康又は発育に対し損害を与える明白な危険性がある場合、措置命令が発せられなければならない」と定める (青少年の保護に関する法律 2 条)。同法による保護の対象は、通常の場合には未成年者 (18 歳未満) であるが、同法 6 条が定める緊急措置命令の場合には、20 歳未満の者も含まれる (同法 1 条)。

(2) 保護手続

(i) 通常の場合 (司法による介入)

子どもの保護が必要な場合、通常行政裁判所による措置命令が行われる (同法 2 条)。措置命令によって、監護権が、一時的かつ制限的に社会福祉委員会に移され、子どもが保護されることになる (同法 4 条)。措置命令の効力は 4 週間である (同法 5 条)。

未成年者が同法 2 条に基づき保護されている場合、社会福祉委員会は、少なくとも 1 ヶ月に 1 度は、同法に基づく保護を継続する必要があるか、どのような保護が行われるべきかを審査しなければならない (同法 13 条)。

監護権が社会福祉委員会に移された場合、社会福祉委員会は、子どもの最善の利益に基づき、子どもを保護する。措置命令や後記の緊急措置命令が行われた場合には、未成年者

⁴⁹ Socialstyrelsens allmänna råd om tillämpningen av lagen (1990:52) med särskilda bestämmelser om vård av unga (SOSFS1997:15 (S)).

⁵⁰ 詳しくは、拙稿「スウェーデン：医療における同意と未成年者の保護」玉井真理子・小山剛編『子どもの医療と法 (第 2 版)』(尚学社、2012) 329- 358 頁。青少年の保護に関する法律は、子どもの権利の観点をさらに強調するために再検討の調査が行われ、改正の必要性に関する分析も行われ (Översyn av lagen med särskilda bestämmelser om vård av unga, m.m., Dir. 2012:79)、改正に向けた議論が行われた (Tilläggsdirektiv till Utredningen om tvångsvård för barn och unga (S 2012:07), Dir. 2013:74 (pdf 122 kB))。

は、原則としては未成年者の自宅以外での保護が開始されなければならない。保護の内容と形態については社会サービス法及び政令 11 条から 20 条⁵¹が適用される（同法 10 条）。

社会福祉委員会は、子どもにどのような保護が行われるべきか、及び彼又は彼女が保護される期間どこに滞在するべきかを決定する。・・・社会福祉委員会の決定を待つ時間がない場合には、委員長又は他の選任された委員会の構成員がその事項を決定できる。当該決定は次の委員会で報告される（同法 11 条）。社会福祉委員会により、通常は、ファミリーホーム（里親）への委託やケアホーム、施設への入所という措置がとられる。社会福祉委員会は、子どもと親や監護者が面会交流する必要性が可能な限り満たされるようにする責任を有するが、それが子どもにとって危険性があると判断された場合には、社会福祉委員会は、監護者らとの面会・通信を制限したり、監護者らへの居所の秘匿の決定もできる（同法 14 条）。社会福祉委員会は、親子が再統合できるように、支援と援助を行う。

通常行政裁判所は、社会福祉委員会の申立てにより、未成年者が、未成年者が滞在するホームから連れ去れた場合に、未成年者の健康や養育が害される重大な危険がある場合には、監護権者が、一定の期間又は当面の間、未成年者をホームから連れ出すことを禁止する命令を出すこともできる（同法 24 条）。連れ出し禁止命令及び一時的な連れ出し禁止命令に違反した者は、罰金が科せられる。社会福祉委員会又は社会庁の承諾がある場合にのみ起訴される（同法 44 条）。

社会福祉委員会又は社会福祉委員会により未成年者の保護の実施を委託された者は、未成年を監督し、保護のために必要な範囲で彼又は彼女の個人的事柄について決定しなければならない。保護の期間において、社会福祉委員会は、親子法 6 章 1 条に定められる未成年者の基本的権利が保障されるよう監護者と同様の責任を有する（同法 11 条）。

未成年者が、同じファミリーホーム（里親）で 3 年間経過した場合には、社会福祉委員会は、親子法 6 章 8 条で規定される監護の変更を申立てる理由があるかどうかにつき特別に検討しなければならない（同法 13 条）。

(ii) 緊急の場合（行政による介入）

子どもを緊急に保護しなければならない場合には、社会福祉委員会は、青少年の保護に関する法律 6 条に基づき 20 未満の青少年への緊急措置命令を行う。緊急措置命令の手続を行う時間がないほど緊急の場合には、社会福祉委員会の委員長又は同委員会によって任命された委員会の他の構成員が緊急措置命令を行うことができる⁵²。社会福祉委員会は、同法に基づいて申し立てた場合には、青少年を緊急に措置する権限を有する（同法 6 条）。

行政による緊急措置命令については、緊急措置命令における事後手続が定められ（同法 7 条）その適切性が確保される。社会福祉委員会が、緊急措置命令を発した場合、当該命

⁵¹ Föreskrifterna i 11-20 § §. Lag (2001:466).

⁵² 実態調査によれば、ウプサラ・コミュニンの場合には、コミュニンの個人・家族サービスセンターが社会福祉委員会の委員長や委員に電話し、同委員会が緊急措置命令を発することにより裁判所の介入なしに 5 分で子どもを保護することが可能である。

令が行われてから1週間以内に、命令の有効性についての承認を得るために、通常行政裁判所に事案が提出されなければならない。通常行政裁判所は、できる限り早く、当該命令の有効性に関して宣言を行わなければならない。

地方行政裁判所が緊急措置命令を行った場合、社会福祉委員会は、当該命令が行われた日から4週間以内に、青少年が、本法のもとで保護されるべきかについて地方行政裁判所に申し立てなければならない（同法8条）。地方行政裁判所は、さらなる調査又はその他の特別な状況がある場合には、保護期間の延長を認めることができる（同法8条）。

子どもの親や15歳以上の子どもは、社会福祉委員会による決定に不服がある場合、青少年の保護に関する法律及び社会サービス法に基づき、通常行政裁判所に不服申立てを行うことができる（同法36条）。15歳未満の子どもは、それが調査にとって有益であり、調査が子どもに害を与えないならば、聴聞されるべきであると定められる（同法36条）。

監護は、緊急措置命令や子どもが自宅外に置かれた場合に開始される（同法10条）。

前記のように、社会福祉委員会の決定を待つ時間がない場合には、社会福祉委員会の委員長又は他の選任された委員会の構成員が、子どもにどのような保護が行われるべきか、及び彼又は彼女が保護される期間、どこに滞在するべきかを決定できる。通常は、ファミリーホーム（里親）への委託やケアホーム、施設への入所という措置がとられるのは、前記の通常の場合（司法による介入の場合）と同様である。社会福祉委員会は、保護の期間、子どもの基本的権利が確保されるように、子どもの監護者と同様の責任を有する（同法11条）。

VII. 総括

ここまで、スウェーデンにおける離婚後の監護権の在り方について紹介してきた。スウェーデンの家族形態は多様化している。多様な家族形態の在り方を社会が受容し、個人の多様な価値観が広く認められている。同性又は異性の特定のパートナーがいる場合でも、未婚、婚姻、サンボといった様々な形態がある。積極的破綻主義のため、離婚がしやすく、妻にも経済力があることが多いことから、離婚率・解消率も高く、再婚率も低くはない。スウェーデンでは、どのような家族形態であろうと、子どもが出生した場合に、子どもの法的地位に差異が生じないように法が整備されている。婚姻内外の子どもの法的地位に違いはないことがますます家族を多様化させているようにも思える。

このような家族形態の多様化や移民の増加に伴い、コミューンの家族支援と援助の役割はますます重要になっている。コミューンの家族支援と援助は、スウェーデンの大きな特徴である。前記のとおり、コミューンの社会福祉委員会や家族支援センター等は、未成年者はもちろん、家族への支援と援助を行う責務を有する。コミューンは、親子法に基づき、監護、居所、面会交流に関し親が契約に至るよう支援する義務を負う。家族カウンセリングサービスや共同対話等を通じて問題を解決する。裁判所の介入は最終的手段として位置

づけられる。

親子法では、子どもの監護、居所、面会交流といった全ての決定において、子どもの最善の利益を至高の考慮事項と位置づけ、子どもの年齢や成熟性に応じて、子どもの見解や希望も考慮するべきであると明示されている。子どもの最善の利益は、二人の親によって等しくケアを受ける子どもの権利として解釈されており、離婚後も共同監護が原則であり、裁判所は、親の一方の意思に反して、共同監護を決定することができる。

養育費については、子どもの監護権を有しない親や継続的に子どもと同居しない親は、養育費分担費を支払うことにより扶養義務を履行しなければならない。国による立て替え支給の制度もあり、注目に値する。子どもの同居していない親との面会交流権については、子どもの権利としての側面が強調されており、両親は、面会交流の必要性が満たされるよう共同責任を有する。同居している親は、子どもに関する情報の提供を義務づけられ、面会交流が促進されている。

児童虐待等、子どもに保護が必要な場合に、子どもの最善の利益に基づき、司法又は行政が介入するための法律も存在し、それを支えるための社会制度も整備されている。子どもの保護のために公的介入が行われ、ファミリーホーム（里親）や施設に入所した場合には、社会福祉委員会は、子どもと親や監護者が面会交流する必要性が可能な限り満たされるようにする責任を有する。社会福祉委員会は、親子が再統合できるように、支援と援助を行う一方で、それが子どもにとって危険性があると判断された場合には、監護者らとの面会・通信を制限したり、監護者らへの居所の秘匿の決定もできる等、子どもを保護することもできる。

スウェーデンでは、我が国のように親権停止や一時停止のための制度はない。監護者の変更が行われないうままに、社会福祉委員会に監護権が移され一定の権限が与えられ、子どもが保護される。社会福祉委員会又は社会福祉委員会から未成年者の保護の実施を委託された者は、未成年を監督し、保護のために必要な範囲で子どもの個人的事柄について決定しなければならない。親子法6章1条に定められる未成年者の基本的権利が保障されるよう監護者と同様の責任を有すると定められる。子どもがファミリーホーム（里親）に措置され、3年が経過した場合でも、親子法に基づく監護者の変更が認められることは多くはない。

スウェーデンにおいて、子どもの監護、居所、面会交流の決定においてコミュニケーションの家族への任意の支援と援助が果たす役割は大きい。我が国において離婚後の共同親権・共同監護が認められるためには、行政の家族支援サービスを充実させることや行政・司法による家族への公的介入がしやすい制度を併せて導入する必要があるのではないかと思う。